

別添1

申 請

平成24年10月5日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

茨城県知事
橋 本 昌

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成24年9月12日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。

茨城町において産出された茶(二番茶以降)

2 解除を申請する理由

別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

茨城町で産出される二番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

	品 目	地点(※)	採取日	測定結果	
				放射性セシウム(Bq/kg)	
茨 城 町	一番茶(生葉)	馬 渡	H23 5/18	822	
	一番茶(生葉)	馬 渡	H23 5/26	810	
	一番茶(生葉)	馬 渡	H23 6/ 1	780	
	一番茶(飲用茶)	馬 渡	H24 5/10	4. 7	
		下石崎	(5/18)	5. 8	
		神 谷		8. 6, (12, 13)	
	二番茶(飲用茶)	馬 渡		3. 7	
		下石崎	H24 9/20	3. 1	
		神 谷		3. 7	

(※)

検査地点の選定方法

茨城町は、茨城県のほぼ中央に位置し、水戸市の南に隣接する都市近郊の田園都市である。町の中央部を涸沼前川、涸沼川、寛政川の3本の川が流れ、東端に位置する涸沼に注いでいる。

茨城町は、平坦地で畑も多く園芸も非常に盛んな地域である。お茶は、大きく分けて、馬渡・長岡地区、下石崎地区、神谷地区で栽培されている。

今回の場合は、昨年度出荷制限を判断した馬渡・長岡地区(地図①)に加え、本年度一番茶の検査において基準値を超過した神谷地区(地図③)及び、町調査による空間線量と地理的な広がりを考慮し下石崎地区(地図②)から選定した。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、茨城町内3カ所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。

4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である茨城町における茶の流通は、自らの茶園(JA部会員)から生産した茶葉を、町内の1工場(JA)で加工し契約先へ販売する形態が主である。

これまでに、23年産茶については茶葉をすべて処分するとともに、24年産にむけては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、中切り等を実施するとともに、工場(JA)では、入荷先の記録に加え、出荷先の記録の保存を実施し、販売先等(加工受託先)の捕捉を可能としてきた。

これまでには、一部外部からの加工の受託なども受けていたが、24年産については、JA部会員からの茶葉のみを加工し、外部からの加工受託は実施せず、管理体制を強化した。

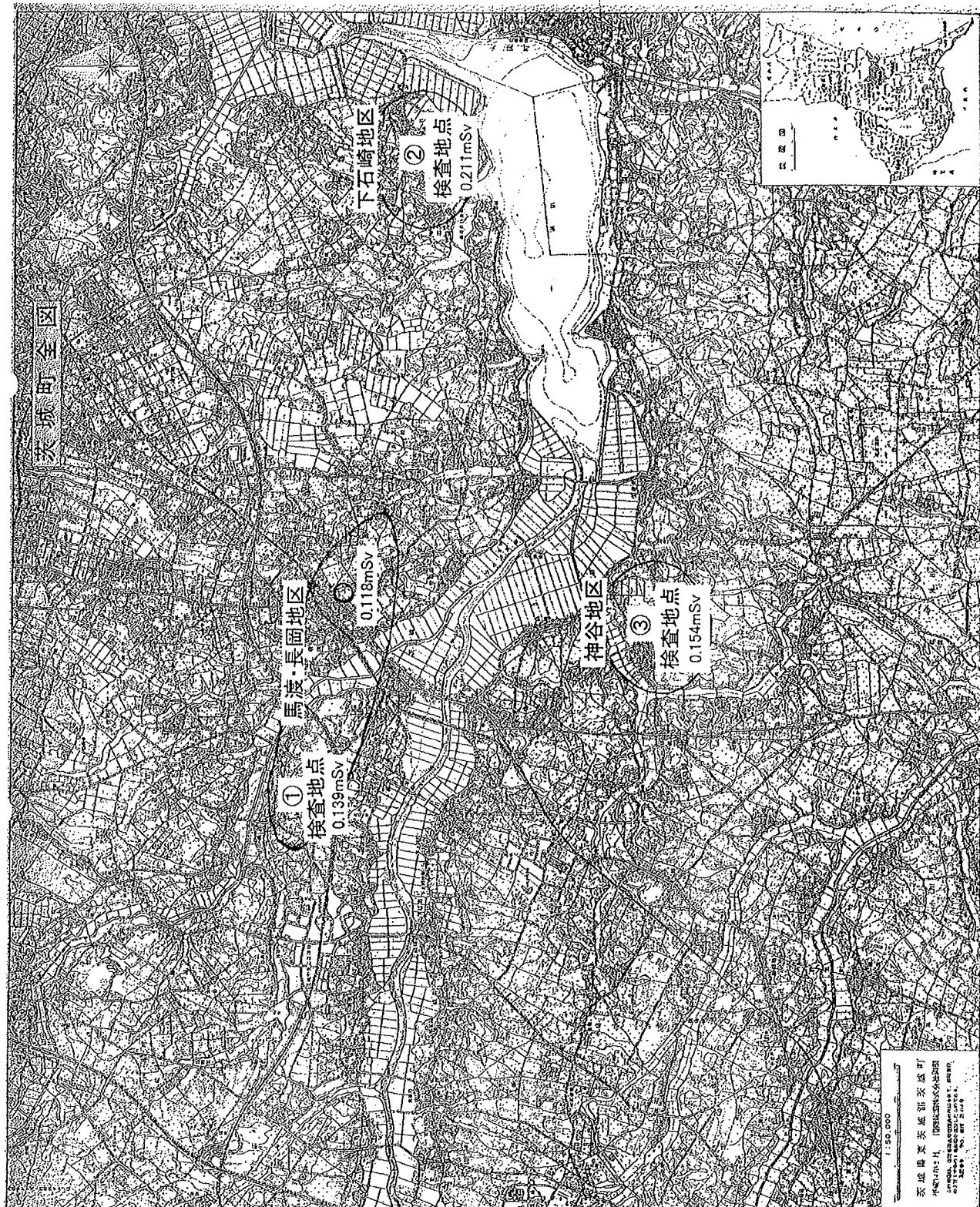
24年産一番茶については、収穫後に基準値を超過したことから、低減対策として中切りを実施した。なお、加工した製茶については、町内の1工場(JA)にて隔離・保管を行っており、一般廃棄物として処分する予定である。

また、茨城町においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

また、すでに出荷制限が解除された水戸市、日立市、鉾田市、城里町、石岡市、那珂市、常陸太田市、高萩市、常陸大宮市、大子町、坂東市、古河市、常総市、八千代町、境町及び今回解除申請する茨城町の計16市町を除く茨城県下28市町村で産出された茶については、引き続き、流通させないよう、当該市町村、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施する。

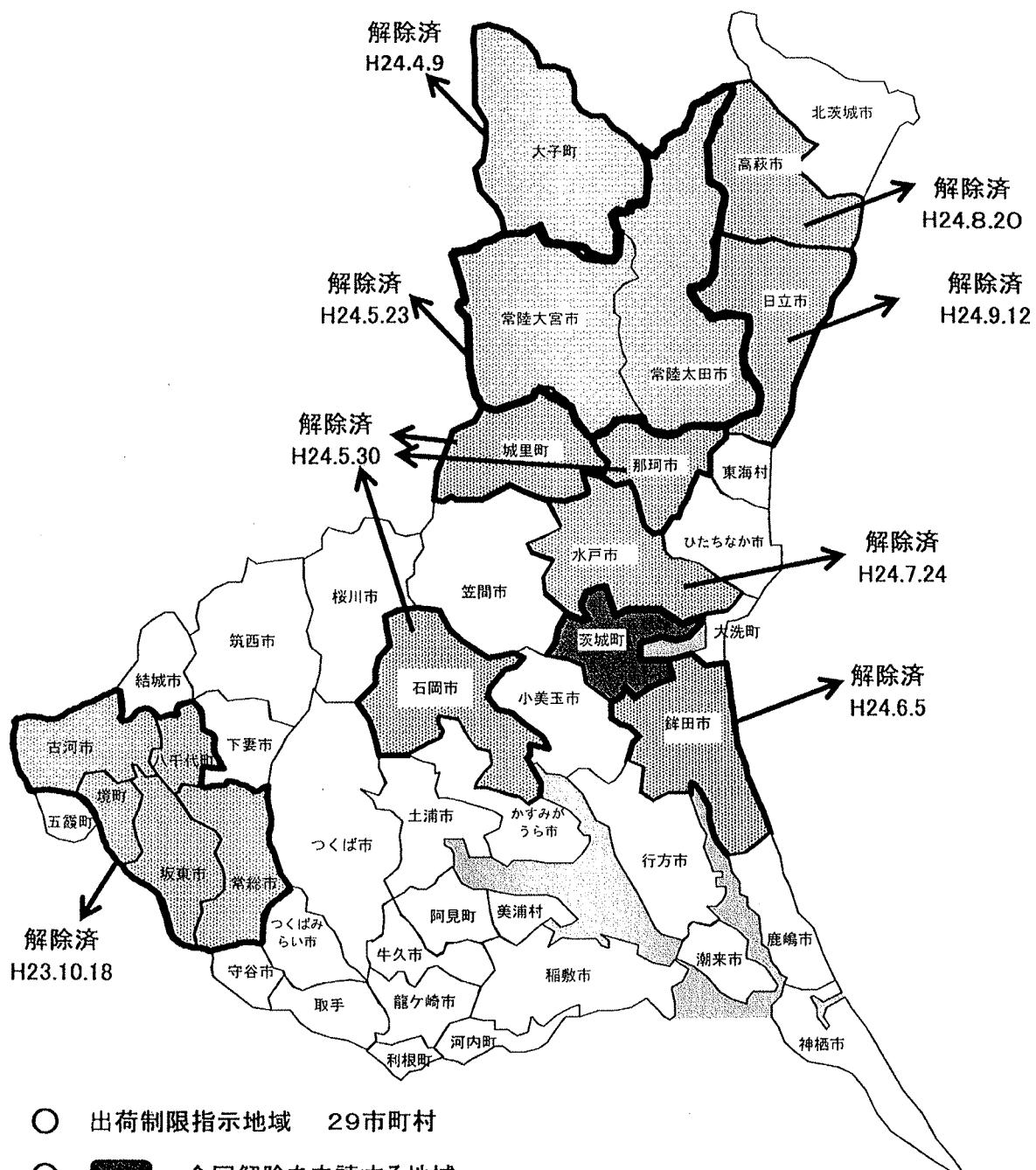
さらに、当該16市町から生産された荒茶には、市町村名等の表示の徹底を図る。

- 5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える結果が出た場合には、当該町の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。



平成24年10月

茨城県における茶の出荷制限の解除申請状況



(ha, 戸)

市町村名	栽培面積	農家戸数
茨城町	20	12
合計	20	12

栽培面積 : H18農林水産統計年報より

農家戸数 : 茨城町調査